

答弁書第七八号

内閣参質一九六第七八号

平成三十年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員古賀之士君提出政府職員の携帯電話及びパーソナルコンピューターの利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員古賀之士君提出政府職員の携帯電話及びパーソナルコンピュータの利用に関する質問に

対する答弁書

一から五までについて

御指摘の「携帯電話」及び「パーソナルコンピュータ」については、府省庁から支給されたものであるか否かにかかわらず、職員等がこれらで情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報を職務上取り扱う場合には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成二十八年度版）」（平成二十八年八月三十一日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）上、情報システムの構成要素の一つである端末として位置付けられ、統一基準においては、「行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で情報システムを利用しないこと」、「行政事務従事者は、府省庁支給以外の端末により行政事務に係る情報処理を行う場合には、府省庁にて定められた手続及び安全管理措置に関する規定に従うこと」等を定めており、各府省庁は、それぞれの府省庁における情報セキュリティ対策の基本的な方針に基づき、統一基準に定める基本原則である遵守事項等の規定を満たすよう、具体的な対策事項を定めているところである。また、お尋ねの実態調査については、政府全体として行ったことはなく、現時

点においてその予定もない。